

2015年12月24日 全13頁

地域経済の持続可能性について考える⑦

農林水産業（後編）

～ T P P 協定と持続可能な農林水産業～

経済環境調査部
主任研究員 市川拓也

[要約]

- 本年（2015年）10月のT P P交渉大筋合意を受け、翌11月には総合的なT P P関連政策大綱が打ち出されている。輸出拡大等の“攻め”に加え、重要5品目については、米の新規輸入枠の設定に対しては備蓄米として買い上げることによる影響遮断、関税削減となる牛肉・豚肉には損失補填型の事業（牛及び豚マルキン）の法制化など、経営の安定等のための措置が取られる。
- 確かに、農業を製造業のような産業としてみれば、やる気のある少数の担い手が大規模生産を行うことに一定の経済合理性は認められる。しかし、高度の機械化を通じて大量生産し低価格で販売するスキームは、高付加価値化とは対極にあるようにも見える。
- 長期的視点で地域の持続可能性を鑑みれば、前編では6次産業の市場規模を2020年に10兆円に拡大するとした目標がかなり野心的に映るとして指摘したが、この部分を中心に引き上げ国内需要に応えられる体制を築けるかが今後の農業政策全体の鍵を握っているのではなかろうか。

3. T P P 協定による農林水産業の影響

(1) 大筋合意

T P P協定を巡っては、従来から医師会や農業団体などから抵抗を受けつつ政府間交渉が進められたが、本年（2015年）10月には交渉国間で大筋合意に至った。この結果、同協定が発効すれば、貿易や投資のルールの一貫や、農産品等を含む多くの品目に対する関税の即時撤廃や税率の引き下げが行われることとなる。

農産品等に関して注目されたのは、重要5品目を巡る関税の取り扱いである。重要5品目とは、米、麦、甘味資源作物、牛肉・豚肉、乳製品を指し、いずれも政策的な観点から保護を要する農作物（加工品を含む）である。衆参農林水産委員会決議文では、これら5品目等については、「除外又は再協議の対象とすること」、「十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含

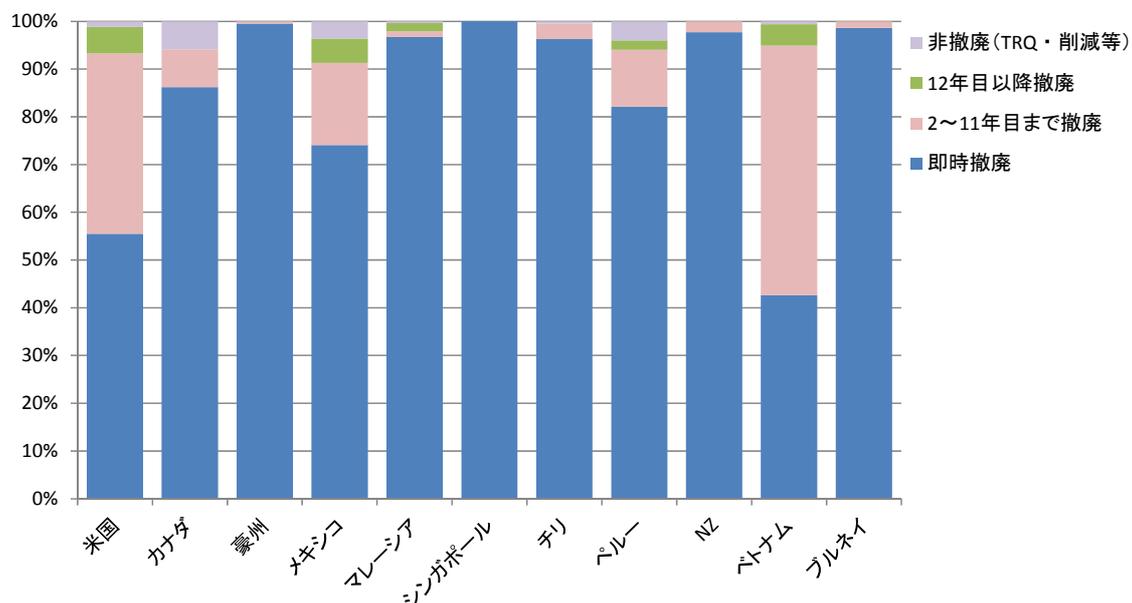
め認めないこと」となっており（別添1）、結果が注目される場所であった。

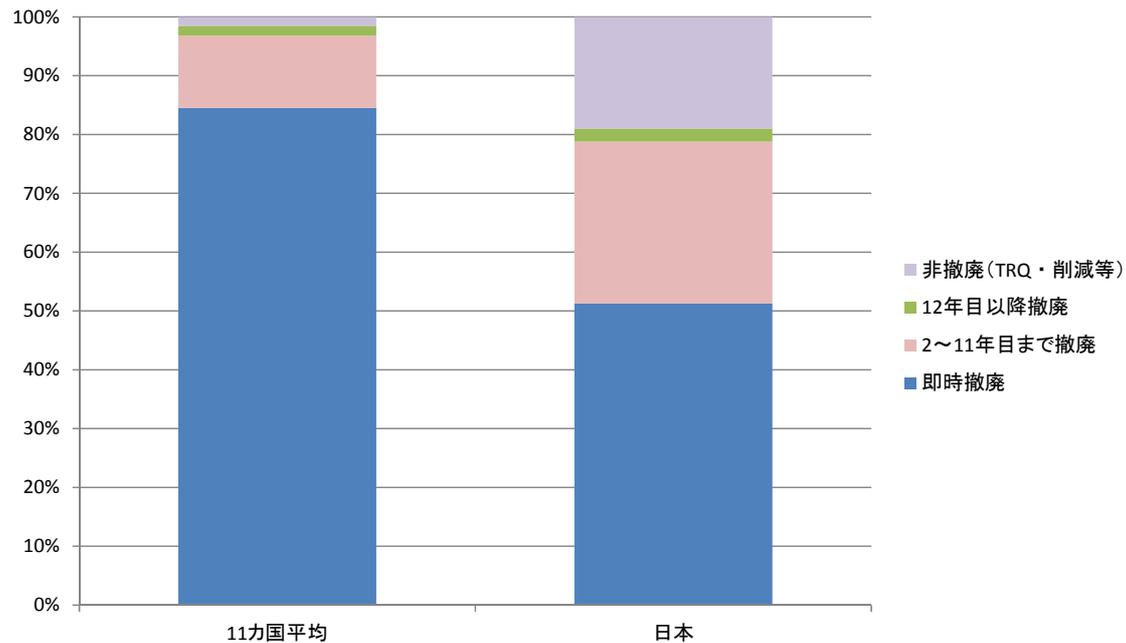
（２）輸入関税の引き下げ・撤廃等（個別品目）

T P P 協定交渉の大筋合意（農産品等の概要は別添2）では、米については国家貿易制度が維持され、米国と豪州に対して13年目以降に合計7.84万トンに達する枠が設定されることとなった。小麦・大麦については国家貿易の維持と枠の新設に加えてマークアップの削減で決着している。甘味資源作物に関しては、砂糖・でん粉の糖価調整制度は維持されるものの、砂糖における高糖度の精製用原料糖は関税を無税として調整金も少額削減するなどの内容になっている。牛肉や豚肉に関しては、前者が関税を現行38.5%から16年目以降に9%まで段階的に削減し、後者については従価税を現行4.3%から10年目以降に0%、重量税を現行482円/kgから10年目以降に50円/kgに引き下げる。乳製品に関しては脱脂粉乳・バターは国家貿易を維持しつつ枠が新設される。

重要5品目については、当面守られたかたちではあるが、一部のチーズが長期の関税撤廃期間を設けているように、長期的に見れば全体として関税撤廃の方向にあることには変わらない。T P P 協定への参加意思を示した以上、基本的には関税がゼロへ向かって進展するのはやむを得ないとの見方ができる一方、生産者である農林水産業従事者側からすれば影響は死活問題であり、激変緩和に向けた十分な手当てや支援が必要となる。図表17のとおり、日本の関税は相対的にみれば残っている割合が大きく、同協定発効の一定期間後に関税削減や撤廃へ向けたプレッシャーがより大きくかけられることが予想される。

図表17 農林水産物におけるT P P協定交渉相手11か国の対日関税撤廃率等（上）及び11か国平均と日本における同撤廃率等比較（下）





(注1) 日本以外の国の農林水産品については、国際的な商品分類 (HS2007) において1～24、44及び46類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない (日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)

(注2) 即時撤廃には既に無税の物品を含む

(注3) 我が国の既存 EPA の自由化率は11年目までに撤廃されるライン数の割合とされているため、11年目までで区分

(出所) 農林水産省ウェブサイト「TPP交渉 農林水産分野関係追加資料」(平成27年10月20日)より大和総研作成

(3) 政府の「総合的なTPP関連政策大綱」

TPP協定交渉の大筋合意を受けた政府は翌11月下旬に「総合的なTPP関連政策大綱」をまとめている。これによると、「関税削減による長期的な影響が懸念」として負の影響を認めつつ、「経営マインドを持った農林漁業者の経営発展に向けた投資意欲を後押しする」対策をとる旨が記されている。また「重要5品目関連」では、「関税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、TPP協定発効後の経営安定に万全を期す」ための措置を講ずるとしている。

米については輸入量増加による価格低下の影響を備蓄米として買い取るにより遮断するとしているのに対し、麦については価格下落を想定して「経営所得安定対策」がとられ、牛肉・豚肉への対応としては経営者の自己負担を伴う損失補填型の事業 (牛及び豚マルキン) がしっかりと法制化される。乳製品では補給金対象を生クリーム等まで広げた上で単価を適切に見直すことで対応し、高糖度粗等が無税となり影響が予想される甘味資源作物については、加糖調製品を調整金の対象とするといった措置が想定されている。

重要5品目については上記の経営の安定等のための措置が取られるが、これら以外の農産品等についても実効性が期待される措置を明確にしていく必要がある。政府の年度対応次第の部分が多ければ、中長期的な不安定さは残るため、先を見通せるような制度を構築することが望まれるところである。

図表 18 「総合的なTPP関連政策大綱」における農林水産業重要5品目関連の対策

<p>○米 国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し(原則5年の保管期間を3年程度に短縮)、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買入れる。</p> <p>○麦 マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する。</p> <p>○牛肉・豚肉、乳製品 国産の牛肉・豚肉、乳製品の安定供給を図るため、畜産・酪農の経営安定対策を以下のとおり充実する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・肉用牛肥育経営安定特別対策事業(牛マルキン)及び養豚経営安定対策事業(豚マルキン)を法制化する。 ・牛・豚マルキンの補填率を引き上げるとともに(8割→9割)、豚マルキンの国庫負担水準を引き上げる(国1:生産者1→国3:生産者1)。 ・肉用子牛保証基準価格を現在の経営の実情に即したものに見直す。 ・生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した(※)上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。 <p>※ 準備が整い次第、協定発効に先立って実施。</p> <p>○甘味資源作物 国産甘味資源作物の安定供給を図るため、加糖調製品を新たに糖価調整法に基づく調整金の対象とする。</p>

(出所) 内閣官房TPP政府対策本部ウェブサイト「総合的なTPP関連政策大綱」(平成27年11月25日)より大和総研抜粋

また、同政策大綱実現に向けた主要施策として、攻めの農林水産業に関しては、具体的に「産地パワーアップ事業の創設」と「畜産クラスター事業の拡充」が盛り込まれている(図表19)。畜産クラスターは、「畜産農家をはじめ、地域の関係事業者が連携・結集し地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制」(農林水産省ウェブサイト⁶⁾)であり、補助事業者には補助金が交付される⁷。今後、財源との関係からこの辺りをいかに国民に対して説明のつくかたちで推進していけるかが焦点となろう。

⁶URL : http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/lin/l_cluster.html

⁷農林水産省ウェブサイト「高収益型畜産体制構築事業推進費補助金交付要綱」参照
(URL : http://www.maff.go.jp/j/chikusan/kikaku/pdf/kura_yoko_koyo.pdf)

図表 19 「総合的な T P P 関連政策大綱」における攻めの農林水産業に関する主要施策

<p>○次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成 (意欲ある農業者の経営発展を促進する機械・施設の導入、無利子化等の金融支援措置の充実、農地中間管理事業の重点実施区域等における農地の更なる大区画化・汎用化、中山間地域等における担い手の収益力向上)</p> <p>○国際競争力のある産地イノベーションの促進 (産地パワーアップ事業の創設による地域の営農戦略に基づく農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や改植などによる高収益作物・栽培体系への転換、水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化、新たな国産ブランド品種や生産性向上など戦略的な革新的技術の開発、農林漁業成長産業化支援機構の更なる活用、製粉工場・製糖工場等の再編整備)</p> <p>○畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進 (畜産クラスター事業の拡充、これを後押しする草地の大区画化、和牛の生産拡大、生乳供給力の向上、豚の生産能力の向上、畜産物のブランド化等の高付加価値化、自給飼料の一層の生産拡大、畜産農家の既往負債の軽減対策、家畜防疫体制の強化、食肉処理施設・乳業工場の再編整備)</p> <p>○高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓 (米・牛肉・青果物・茶・林産物・水産物などの重点品目毎の輸出促進対策、戦略的な動植物検疫協議、日本発の食品安全管理規格等の策定、産地と外食・中食等が連携した新商品開発、訪日外国人旅行者への地域農林水産物の販売促進)</p> <p>○合板・製材の国際競争力の強化 (大規模・高効率の加工施設の整備、原料供給のための間伐・路網整備、違法伐採対策)</p> <p>○持続可能な収益性の高い操業体制への転換 (広域浜プランに基づく担い手へのリース方式による漁船導入、産地の施設の再編整備、漁船漁業の構造改革、漁業経営セーフティーネット構築事業の運用改善等)</p> <p>○消費者との連携強化 (大規模集客施設での販促活動、商工会議所・商工会等と連携した新商品開発、諸外国との地理的表示の相互認証の推進、病害虫等の侵入防止など動植物検疫体制の強化)</p> <p>○検討の継続項目 (農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備、生産者の所得向上につながる生産資材(飼料、機械、肥料など)価格形成の仕組みの見直し、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立、真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の在り方の見直し、戦略的輸出体制の整備、原料原産地表示、チェックオフ制度の導入、従前から行っている収入保険制度の導入に向けた検討の継続、農家が安心して飼料用米に取り組めるよう、食料・農業・農村基本計画に明記された生産努力目標の確実な達成に向け、生産性を向上させながら、飼料用米を推進するための取組方策、配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策、肉用牛・酪農の生産基盤の強化策の更なる検討、農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み)</p>
--

(出所) 内閣官房 T P P 政府対策本部ウェブサイト「総合的な T P P 関連政策大綱」(平成 27 年 11 月 25 日)より大和総研抜粋

(4) 農産品等の輸出拡大

図表 20 は主な輸出関心品目である農産品等として、牛肉やブリ・サバ・サンマ、なし、米、醤油、切花について、主な国の市場アクセスに関する内容を記載したものである。日本の高級ブランドとして名高い“和牛”の輸出には期待が高まる場所であるが、米国では牛肉に対して日本向け無税枠が当初 3 千トン設定され、最終年には 6 千トン強まで拡大されることになっている。米国との間では、なしや切花が即時撤廃となるほか、米と醤油が 5 年で撤廃される。ベトナム向けにはブリ・サバ・サンマの関税(現行 11~15%)が即時撤廃となる。いずれも伸び代が大きいだけに輸出増に期待が寄せられる場所である。

図表 2 0 主な輸出関心品目とされる農産品等の大筋合意における関税撤廃等

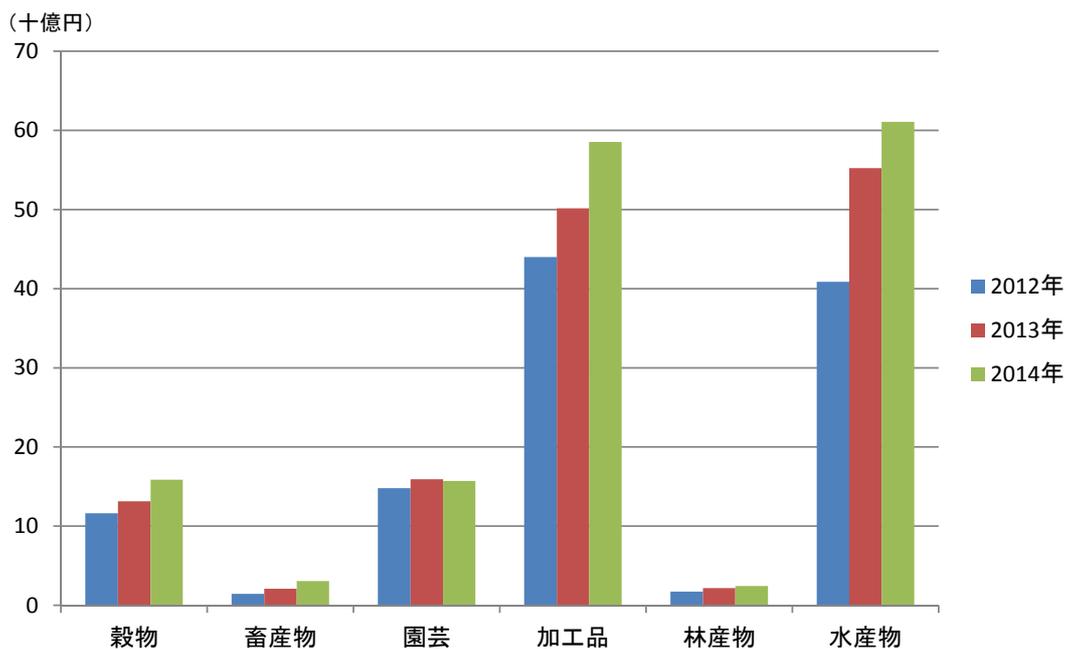
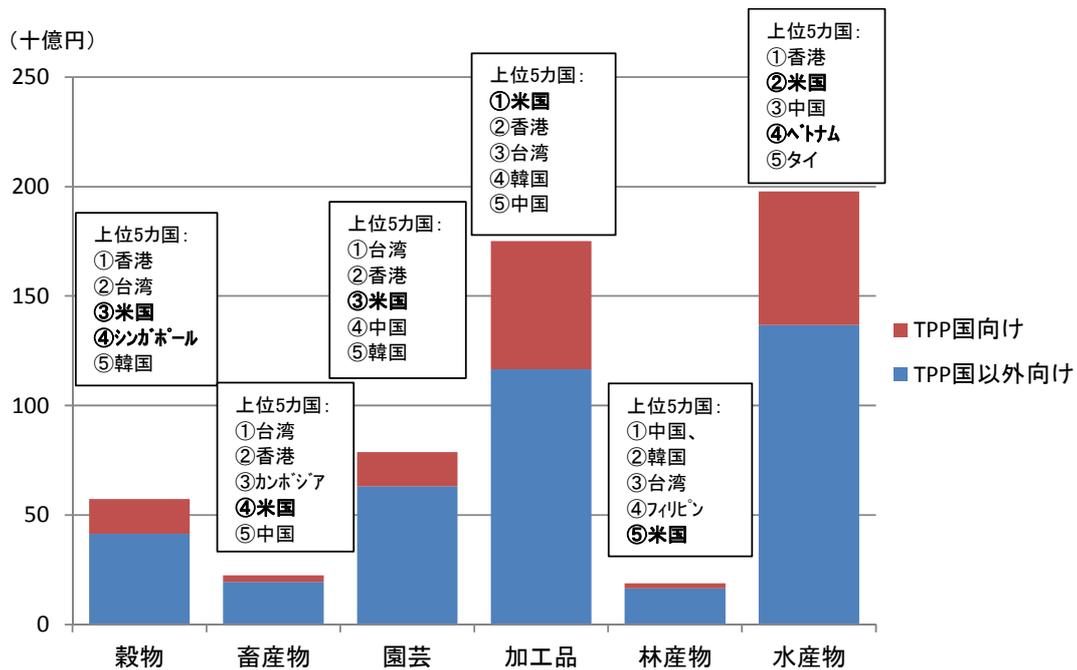
主な輸出関心品目	主な国の内容
牛肉 :0~16年の関税撤廃	米国(現行関税割当:日本向け枠200トン、枠内税率4.4セント/kg、枠外税率26.4%) : <ul style="list-style-type: none"> ・15年で枠外税率撤廃 ・日本向け無税枠3,000トン(当初)→6,250トン(最終年) カナダ(現行26.5%):6年撤廃 メキシコ(現行20~25%):10年撤廃
ブリ、サバ、サンマ :0~5年撤廃	ベトナム(現行11~15%):即時撤廃
なし :即時撤廃	米国(現行0~0.3セント/kg(0.2%*)) :即時撤廃 *2009年データに基づき米国が従価税に換算。以下同じ。 カナダ(現行0~10.5%):即時撤廃
米 :0~15年撤廃	米国(現行1.4セント/kg(1.5%*)) :5年撤廃
醤油 :0~6年撤廃	米国(現行3%):5年撤廃
切花 :0~5年撤廃	米国(現行3.2~6.8%):即時撤廃 カナダ(現行0~16%):即時撤廃

(出所) 農林水産省ウェブサイト「TPP農林水産物市場アクセス交渉の結果」より大和総研が表を再構成

図表 2 1 は穀物、畜産物、園芸、加工品、林産物、水産物の種類別に輸出金額をみたものである。TPP協定交渉相手国に対する輸出金額は合計で約 1,567 億円(2014年)とさほど大きくはないが、同図表下が示す通り近年いずれも伸びている。

全世界向けで金額が最も大きい水産物では、TPP協定交渉相手国の米国とベトナムが輸出先上位5か国に入っており(図表 2 1 上)、ベトナムでは前述のとおり、ブリ・サバ・サンマの関税(現行 11~15%)が即時撤廃となる。同金額の2番目に小さい畜産物を見ると、TPP協定交渉相手国の米国が同上位5か国に入っており(同)、前述のとおり米国では牛肉に対して日本向けに無税枠が設定される。農産品等の輸出拡大に期待するならば、TPP協定発効に伴う相手国の関税撤廃や削減は大きなチャンスといえよう。

図表 2 1 2014 年の TPP 協定交渉相手国及びそれら以外向けの農林水産物輸出額（上）と 2012-2014 年の TPP 国向け同推移（下）



(注 1) 国際的な商品分類 (HS2007) において 1~24、44 及び 46 類に分類される農林水産物であって、農林水産省所管品目とは一致しない (日本のライン数には含まれていない財務省所管の酒・たばこ類が含まれる)

(注 2) 分類は農林水産物を便宜的に園芸・畜産等 6 つに分類したもの

(注 3) 農林水産物等輸出実績 (農林水産省公表資料) とは集計対象物品が一部異なるため輸出額が一致しない

(注 4) 上の図表における太字国は TPP 協定交渉国

(出所) 農林水産省ウェブサイト「TPP 交渉 農林水産分野関係追加資料」(平成 27 年 10 月 20 日) (出典元: 貿易統計) より大和総研作成

4. 持続可能な農林水産業と地域

(1) 農林水産業の競争力強化は何によるのか

政府は日本再興戦略（2013年）では10年間で米の生産コストを4割削減するとしており、減反廃止等を通じて米に価格競争力を持たせようと動いている。集積した農地をもとに大規模経営による生産量拡大をもって国際価格に対抗できるようできれば、輸入を自由化したとしても影響は少ないと考えるのは自然である。大規模経営には機械化が伴うため資金調達の上でも家族経営よりも組織化された企業型の経営が求められ、また農業への雇用促進にも人数が一定程度確保される法人等による組織による経営が有利となる。確かに農業を製造業のような産業であると見れば、人口減少に対応しつつ農地面積を維持し生産量を確保するには、やる気のある少数の担い手が大規模生産を行うことに一定の経済合理性は認められる。

図表 2 2 主な農産物の内外価格及び比率

	米	小麦	でん粉	オレンジ (生果)	牛肉	豚肉	乳製品 (バター)
国内価格(円/kg)	202	47	130	235	1,893	847	1,208
国際価格(円/kg)	107	38	51	142	633	556	464
国内価格/国際価格(倍)	1.9	1.2	2.5	1.7	3.0	1.5	2.6

(注 1) 米については、国内価格は相対取引価格の年産平均から消費税等を含まない価格を試算したものであり玄米の価格を精米換算したもの（年産ベース）、国際価格はカリフォルニア州産短粒種の現地精米所出荷価格（暦年ベース）

(注 2) 小麦については、国内価格は国内産小麦の落札価格（加重平均・税抜き）、国際価格は食糧用小麦の CIF 平均単価（貿易統計）

(注 3) でん粉については、国内価格は国内産ばれいしょでん粉コスト価格（地域作物課調べ）、国際価格はタピオカでん粉の CIF 平均価格（貿易統計）

(注 4) オレンジについては、国内価格は東京都中央卸売市場普通みかん価格、国際価格は財務省貿易統計（オレンジ(生果) CIF 価格、オレンジ濃縮果汁 CIF 価格）

(注 5) 牛肉については、部分肉ベース、国内は交雑、去勢牛の価格であり、国内価格は中央 10 市場平均、国際価格は CIF 平均単価

(注 6) 乳製品（バター）については、国内価格は牛乳乳製品課調べ、国際価格は CIF 価格（貿易統計における平均単価）

(注 7) 米（注 1 参照）とオレンジは 2014 年、でん粉は 2014 でん粉年度（10 月 1 日～翌年 9 月 30 日）、これら以外は 2014 年度

(出所) 農林水産省ウェブサイト「品目毎の農林水産物への影響について」（平成 27 年 11 月）（出典元：米は作物統計（農林水産省）、米をめぐる関係資料（農林水産省）等、小麦は作物統計（農林水産省）、貿易統計（財務省）、でん粉は地域作物課調べ（農林水産省）、貿易統計（財務省）、オレンジは果樹生産出荷統計（みかん（生果））、貿易統計、牛肉は食肉流通統計、畜産統計、貿易統計、豚肉は食肉加工品等流通調査、貿易統計、乳製品（バター）は牛乳乳製品統計等、貿易統計）より大和総研作成

しかし、米に限らず、高度の機械化を通じて大量生産し低価格で販売するスキームは、製造業も含め経済界が追及してきた高付加価値化とは対極にあるようにも見える。図表 2 2 は内外価格の比較であるが、米で 1.9 倍、牛肉（交雑）で 3.0 倍などとなっている。小麦のようにマークアップを原資に国内価格を抑えている品目は現在でも価格差が小さいが、一様に国内価格

が国際価格よりもかなり高い。これだけの円安をもってしても国内価格はやはり国際価格を下回っていないことからすれば、仮に為替が数年前の水準に戻っただけでたちまち圧倒的な価格差がついてしまうことが想定される。産業界の経験として、利益率の大きくない商品を大量生産するに当たり、多額の設備資金を投じるような経営モデルは、需要減退による売上の落ち込みで経営が立ち行かなくなるといえるならば、エネルギー価格や設備費用への依存が大きいと考えられる高度な施設園芸を初め、米の大規模経営等も含めて過度の投資には慎重にならざるを得ない。消費者の求める価値を提供する方法からの競争力強化も同時に模索していくことが必要である。

(2) 輸出は販路のひとつとし、6次産業拡大による地域の食料自給力向上を

前述のとおり、農産品等の輸出は着実に伸びてきていることから、輸出産業としての将来的な期待は大きい。ただし、現状の国内生産及び輸入サイドを考慮した場合に本当にそういえるのであろうか。図表23は食料の生産量と輸入量、輸出量を比較したものである。でんぷん、鶏卵、みそ、しょうゆを除き、いずれも大きく輸入に依存している。他国との比較優位において輸入・輸出の多寡があっても不思議ではないが、前述4種以外の食料は一方向的に輸入に依存している状況にある。生産量不足を輸入で補うことが必要であり、個別品目にもよるが概して輸出には回す余裕がない状態といつてよかろう。このことが食料自給率の低さにつながっているのであるが、マクロ全体で考えれば、まず国内需要を満たすようでないとは覚束ないといえる。

図表23 各種食料生産量及び輸出入量（2014年度）

	(千トン)		
	生産量	輸入量	輸出量
穀類	9,681	24,534	96
いも類	3,339	970	8
でんぷん	2,492	140	0
豆類	347	3,098	0
野菜	12,014	3,098	9
果実	3,097	4,158	63
肉類	3,253	2,757	15
鶏卵	2,502	129	2
牛乳及び乳製品	7,331	4,425	21
魚介類	4,334	4,322	567
海藻類	91	48	2
砂糖類(粗糖のみ)	135	1,328	0
油脂類	1,979	958	19
みそ	465	1	13
しょうゆ	777	2	24
その他食料計	1,934	1,885	0

(注1) 2014年度における概算値

(注2) 砂糖類には粗糖のほか、精糖、含みつ糖、糖みつがあるが、ここでは粗糖のみ掲載
(出所) 農林水産省「平成26年度食料需給表(概算)」より大和総研作成

今後、発効するであろうTPP協定は、農林水産業が攻めに転ずる機会として期待する向きもある。しかし、自由貿易がもたらす競争の中で多くが淘汰されることを持ってすれば、手放しで喜べないのも事実である。しかも、残った分野に限られるとすれば、そこに向けて特化が進むことも考えられる。国という単位で考えた場合、輸出に向けた様々なニッチトップの農産品があることはトータルでリスクを分散し強みを持つことにつながるが、人口・面積が制限される“地域”が持続的に存続していく上で農業等に期待を寄せるのであれば、ブームに乗った特定の品目に“地域”として特化することには慎重になるべきであろう。特定品目への特化がもたらすリスクの集中は、わずかな環境変化でさえ地域経済に大きな打撃となるためである。とかく現状の諸条件が将来も続くことを前提にしがちであるが、諸条件は変化していくのが常であり、地域の農林水産業を長期に亘って持続させていくには、為替やエネルギー価格など諸条件が変化することを前提としてリスク分散することが大切である。

長期的な視点から地域の持続可能性を考えれば、為替等の不確定要因の大きい農産品等の輸出というは、日本における販路として取り得る選択肢のひとつとして捉えるのが重要であるかも知れない。現状における食料の輸入依存度の高さは地域農業等の潜在的な需要の大きさと捉えることもできる。前編では6次産業の市場規模を2020年に10兆円に拡大するとした目標がかなり野心的に映るとして指摘したが、この部分をいかに引き上げ国内需要に応えられる体制を築けるかが今後の農業政策全体の鍵を握っているのではなかろうか。物流やエネルギーによる制約が少なく安定的な販売が望める地産地消型の経営に注力しつつ、国内の幅広い消費者に対して高付加価値の農産品を安定的に供給する体制（フードバリューチェーン）を構築し、食料自給力⁸の強化を図ることが肝要であろう。

⁸「食料自給力は、我が国農林水産業が有する食料の潜在生産能力を表すもの」（農林水産省ウェブサイト：http://www.maff.go.jp/j/zyukyu/zikyu_ritu/011_2.html）

5. 終わりに

農林水産業は政府の移住促進策と相俟ってにわかに注目度が高まっている。マスコミで取り上げられる機会も以前と比べてれば、かなり増えているように思える。一時的なブームではなく持続性なものとして定着してもらいたいものである。

注目が持続するには農林水産業が魅力的であり続ける必要がある。そのためには農林水産業から安定して得られる所得なり、コミュニティにおける“やりがい”など、裏打ちされたものがないと継続しない。また、そのことが長期的に見通せることもまた重要な要素である。政府の農林水産業に対する施策は、目標数値を掲げその達成度合いを見つつ進めている点から、評価はできるが、目標達成後にどのような将来が待っているのかについて具体的なビジョンは見えづらい。

地域の将来ビジョンを地域自身が考えていくことを求められているとすれば、自治体という区割りで戦略をまとめることもなく、常に様々なコミュニティの中で考えを共有していくことが求められよう。例えば、田園の原風景を売りにした観光まちづくりを目指すのであれば、植物工場や大規模農法による生産拡大とは相容れないなど、それぞれの考えの共有を通じて目指すべき方向性を明確にしていくことが大切となる。今回は、地域との関係が深い農林水産業についてみてきたが、地域が長きに亘って持続していくためには、他の産業を含めた複合的な見地から、地域自らが変わる部分と変わらない部分について真剣に考えていかなければならないであろう。

別添1 衆・参農林水産委員会による決議事項（2013年4月）

- 一 米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。十年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと。
 - 二 残留農薬・食品添加物の基準、遺伝子組換え食品の表示義務、遺伝子組換え種子の規制、輸入原材料の原産地表示、BSEに係る牛肉の輸入措置等において、食の安全・安心及び食料の安定生産を損なわないこと。
 - 三 国内の温暖化対策や木材自給率向上のための森林整備に不可欠な合板、製材の関税に最大限配慮すること。
 - 四 漁業補助金等における国の政策決定権を維持すること。仮に漁業補助金につき規律が設けられるとしても、過剰漁獲を招くものに限定し、漁港整備や所得支援など、持続的漁業の発展や多面的機能の発揮、更には震災復興に必要なものが確保されるようにすること。
 - 五 濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうようなISD条項には合意しないこと。
 - 六 交渉に当たっては、二国間交渉等にも留意しつつ、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要五品目などの聖域の確保を最優先し、それが確保できないと判断した場合は、脱退も辞さないものとする。
 - 七 交渉により収集した情報については、国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置すること。
 - 八 交渉を進める中においても、国内農林水産業の構造改革の努力を加速するとともに、交渉の帰趨いかんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること。
- 右決議する。

(出所) 内閣官房TPP政府対策本部「TPP協定交渉について」

別添2 TPP協定交渉大筋合意の概要（日本市場へのアクセス）

- 1 米:
- (1) 米及び米粉等の国家貿易品目
 - ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(米の場合341円/kg)を維持。
 - ② 米国、豪州にSBS方式の国別枠を設定。
米国:5万t(当初3年維持)→7万t(13年目以降)
豪州:0.6万t(当初3年維持)→0.84万t(13年目以降))
 - ※国内の需要動向に即した輸入や実需者との実質的な直接取引を促進するため、我が国は、既存のWTO枠のミニマムアクセスの運用について見直しを行うこととし、既存の一般輸入の一部について、中粒種・加工用に限定したSBS方式(6万トン)へ変更する予定。
 - (2) 米の調製品・加工品等(民間貿易品目)
一定の輸入がある米粉調製品等は関税を5~25%の削減とし、輸入量が少ない又は関税率が低い品目等は関税を削減・撤廃。
- 2 麦:
- (1) 小麦
 - ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(55円/kg)を維持。
 - ② 米国、豪州、カナダに国別枠を新設(計19.2万t(当初)→25.3万t(7年目以降)・SBS方式)。
 - ③ 既存のWTO枠内のマークアップ(政府が輸入する際に徴収している差益)を9年目までに45%削減し、新設する国別枠内のマークアップも同じ水準に設定。国別枠内に限り、主要5銘柄以外の小麦を輸入する場合にはマークアップを9年目までに50%削減した水準に設定。
 - ④ 小麦製品については、小麦粉調製品等にTPP枠又は国別枠を新設(4.5万t(当初)→6万t(6年目以降))し、国家貿易制度で運用している小麦製品は、引き続き全て国家貿易制度で運用。また、マカロニス・バゲティは、関税を9年目までに60%削減。
 - (2) 大麦
 - ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(39円/kg)を維持。
 - ② TPP枠を新設(2.5万t(当初)→6.5万t(9年目以降)・SBS方式)。
 - ③ 既存のWTO枠内のマークアップを9年目までに45%削減し、新設するTPP枠内のマークアップも同じ水準に設定。
 - ④ 麦芽については、現行の関税割当数量の範囲内において、米国、豪州、カナダの国別枠を設定(計18.9万t(当初)→20.1万t(11年目以降))。
- 3 甘味資源作物:
- (1) 砂糖
 - ① 粗糖・精製糖等については、現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。
ア 高糖度(糖度98.5度以上99.3度未満)の精製用原料糖に限り、関税を無税とし、調整金を少額削減。
イ 新商品開発用の試験輸入に限定して、既存の枠組みを活用した無税・無調整金での輸入(粗糖・精製糖で500トン)を認める。
 - ② 加糖調製品については、品目ごとにTPP枠を設定(計6.2万t(当初)→9.6万t(品目ごとに6~11年目以降))。
 - (2) でん粉
現行の糖価調整制度を維持した上で、以下を措置。
① 現行の関税割当数量の範囲内で、TPP枠を設定(7.5千t)。
② TPP参加国からの現行輸入量が少量のでん粉等(コンスタチ、ばれいしよでん粉等)については、国別枠を設定(計2.7千t(当初)→3.6千t(品目ごとに6~11年目以降))。
- 4 牛肉:
- (1) 関税撤廃を回避し、セーフガード付きで関税を削減。
38.5%(現行)→27.5%(当初)→20%(10年目)→9%(16年目以降)
 - (2) セーフガード:
 - ① 発動数量(年間):59万t(当初)→69.6万t(10年目)→73.8万t(16年目)
(関税が20%を切る11年目以降5年間は四半期毎の発動数量も設定。)
 - ② セーフガード税率:38.5%(当初)→30%(4年目)→20%(11年目)→18%(15年目)
16年目以降のセーフガード税率は、毎年1%ずつ削減(セーフガードが発動されれば次の年は削減されない)、4年間発動がなければ廃止。
家畜疾病により輸入が3年以上実質的に停止された場合には、実質的解禁の時点から最長5年間不適用(当該条項により、米国・カナダには最長2018年1月末月まで不適用)。

5 豚肉:

- (1) 差額関税制度を維持するとともに、分岐点価格(524円/kg)を維持。
- (2) 従量税は関税撤廃を回避。
従価税(現行4.3%):2.2%(当初)→0%(10年目以降)
従量税(現行482円/kg):125円/kg(当初)→50円/kg(10年目以降)
- (3) セーフガード:輸入急増に対し、従量税を100-70円/kgに、従価税を4.0-2.2%に、それぞれ戻すセーフガードを措置(11年目まで)。

6 乳製品:

(1) 脱脂粉乳・バター

- ① 現行の国家貿易制度を維持するとともに、枠外税率(脱脂粉乳21.3%+396円/kg等、バター29.8%+985円/kg等)を維持。

② TPP枠を設定(生乳換算)

脱脂粉乳 2万659t(当初) → 2万4102t(6年目以降)

(製品 3,188t → 3,719tに相当)

バター 3万9341t(当初) → 4万5898t(6年目以降)

(製品 3,188t → 3,719tに相当)

合計 6万t(当初) → 7万t(6年目以降)

(2) ホエイ

脱脂粉乳と競合する可能性が高いものについて、21年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。

(3) チーズ

- ① モッツアレラ、カマンベールなどについては、現行関税を維持。
- ② チェダー、ゴーダ、クリームチーズ等については、16年目までの長期の関税撤廃期間を設定。
- ③ プロセスチーズについては少量の国別枠、シュレッドチーズ原料用フレッシュチーズについては国産使用条件付き無税枠を設定。

7 5品目以外の農産物:

- (1) 小豆及びいんげん豆については、枠内関税を撤廃するものの、枠外税率を維持。こんにやく及びパイナップル缶詰については、枠外税率を15%削減。いずれも関税割当制度を維持。
- (2) このほか、鶏肉、鶏卵、オレンジジュース、りんご等一部の品目について、11年目まで又はそれを超える関税撤廃期間を設定。
- (3) また、競走馬、オレンジについて、セーフガードを措置。

8 林産物:

- (1) 輸入額又は近年の輸入額の伸びが大きいもの(マレーシア、NZ、カナダ、チリ及びベトナムからの合板並びにカナダからの製材)については、16年目までの長期の関税撤廃期間の設定とセーフガードの措置。
- (2) なお、違法に伐採された木材の貿易に対する規律についても合意。

9 水産物:

- (1) あじ・さばについては12~16年目までの長期の関税撤廃期間を、主要なまぐろ類、主要なさけ・ます類、ぶり、するめいか等については11年目までの関税撤廃期間を、それぞれ設定。
- (2) 海藻類(のり、こんぶ等)については、関税を15%削減。
- (3) なお、現行の我が国の漁業補助金は、禁止補助金に該当せず、政策決定権を維持。

10 酒、たばこ及び塩:

- (1) ボトルワインについては8年目、清酒、焼酎については11年目までの関税撤廃期間を設定。
- (2) 紙巻たばこ(現在は、暫定税率で無税)については、協定税率として無税とする。葉巻たばこについては、11年目までの関税撤廃期間を設定。
- (3) 精製塩については、11年目までの関税撤廃期間を設定。

(出所) 内閣官房TPP政府対策本部ウェブサイト「環太平洋パートナーシップ協定(TPP協定)の概要」(平成27年10月5日)より大和総研抜粋